

【 検 査 】

257 T S A b の連月の算定について

《令和6年7月31日》

○ 取扱い

D014「40」 T S A b の連月の算定は、原則として認められない。

○ 取扱いを作成した根拠等

甲状腺刺激抗体（T S A b）は、T S H受容体に結合する抗体でT S Hの結合を阻害するが、一方で抗体自体が受容体刺激作用（T S H様作用）を有しているため、甲状腺ホルモン（T 4，T 3）の分泌を亢進させ、甲状腺機能亢進状態を生じさせる。

甲状腺機能の状態は、血中の甲状腺ホルモン等（F T 3，F T 4，T S H）を測定することにより、迅速な把握が可能であり、薬物治療開始時等の不安定期には連月、場合によっては同一月内に複数回の検査が必要となる。

一方、T S A bは免疫グロブリンであることより、その変動は緩徐であり、連月で測定することの有用性は低い。

以上のことから、D014「40」 T S A b の連月の算定は、原則として認められないと判断した。